

補助金調書

補助金名	交通遺児等援護事業補助金				担当課 (連絡先)	福祉局総務企画部総務課 (TEL711-4493)
交付先	団体	交通遺児等援護事業を継続的に 行っている団体			区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月～6月末		
(公募の場合) 応募要件	交通遺児等援護事業を継続的に 行っている団体					
(非公募の場合) 非公募の理由	/					
補助開始年度	昭和45	年度	経過年数	55	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 交通遺児及びその家族の救済、福利厚生 の援助を図ること。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>(1) 交通事故防止のための諸施設 および制度の改善、整備、促進 などについての諸活動</p> <p>(2) 交通安全の推進</p> <p>(3) 交通遺児の保護及び救済に 関する諸制度の確立、整備、 促進などについての諸活動</p> <p>(4) 交通遺児保健のために必要 な指導</p>					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	補助金交付団体の活動報告によ ると、遺家族を対象とする慰安 行事や懇談会の調整、各種交通 安全運動への参加及び公報啓 発報活動の実施など、交通遺 児とその家族の救済、福利厚 生に資する活動が継続的に実 施されており、全庁一丸とな って飲酒運転撲滅と交通安全 推進に取り組む本市にあって は、交通遺児等援護事業につ いて、支援を継続する必要が あると判断し、要綱の終期を 延長することとしたもの。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	定率	【補助対象経費、補助金額の 算定方法・考え方】 補助対象事業を実施するにあ たり、必要な経費のうち、予 算の範囲内において、かつ補 助対象経費に対し、1/20の補 助率により算出された額を上 限とする。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の 配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件	1 件	
	450 千円	450 千円	450 千円	450 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	交通遺児への支援、遺家族への 支援、募金活動、交通安全の 啓発運動					
補助金交付 による効果	団体の円滑な事業実施を支 援することにより、交通遺児 の福祉向上、交通安全の啓 発等に寄与している。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。